

## ごみ処理手数料の使途（市民還元事業）の点検について

### 1. 経緯

家庭系ごみ処理手数料の市民還元事業については、平成20年度の新ごみ減量制度（家庭系ごみ有料化）開始時から実施してきており、昨年度、新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しの際には、市民還元事業の既存事業の評価・見直しについても、以下のとおり清掃審議会から答申をいただいた。

【令和7年2月17日付清掃審議会答申 抜粋】

「家庭系ごみ処理手数料の市民還元については、ごみ処理手数料収入の減少及びごみ袋作製経費上昇により、市民還元事業に充当できる財源が減少傾向にあることから、これを柱建て(※)に沿った事業に有効活用するため、既存事業の評価を行い、見直しを図りながら展開する必要がある。」

※「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」「未来投資に向けた取り組み」の四本柱

上記の答申を受け、中間見直し後の新潟市一般廃棄物処理基本計画の中でも、既存事業の見直しを行うこととしている。

### 2. 見直し作業のスケジュール

- ① 各事業の現状や課題等について、担当課で自己点検・見直し作業
- ↓
- ② 第2回清掃審議会において見直しの方向性（案）を報告
- ↓
- ③ 見直しの方向性に基づき、令和8年度予算要求

### 3. 見直しの方向性

限られた財源を有効活用するため、既存事業の必要性、妥当性を評価しながら、下記の4つで分類し、方向性（案）を作成。

見直しの状況によっては、財源が生み出される場合もあるため、必ずしも削減、縮小のみで見直しを行うものではなく、事業効果を高められる場合には、拡充することも可とする。ただし、拡充する場合、特に補助制度にあっては、交付決定額、採択者数などに制限を設けるなど、事業費をコントロールできる制度内容とするものとする。

#### 見直しの分類

I：拡充（新規含む）
II：縮小
III：終了・廃止
IV：現行通り